

鎌倉市教育委員会 令和6年3月定例会会議録

○日時 令和6年(2024年)3月13日(水)
9時30分開会 11時43分閉会

○場所 鎌倉商工会議所 102会議室

○出席委員 高橋教育長、下平委員、朝比奈委員、林委員

○傍聴者 6人

○本日審議を行った案件

日程1 報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 部長報告
- (3) 課長等報告

ア 鎌倉スクールコラボファンドを活用した取組について

イ 物件供給契約の締結について

ウ 鎌倉市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について

エ 鎌倉市市庁舎現在地利活用基本計画について

オ 行事予定

(令和6年(2024年)3月13日～令和6年(2024年)4月30日)

日程2 議案第31号

鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

日程3 議案第32号

鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について

日程4 議案第33号

鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

日程5 議案第34号

学校医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について

日程6 議案第35号

令和6年度(2024年度)鎌倉市学校教育指導の重点について

日程 7 協議事項

鎌倉市学校整備計画（案）について

日程 8 課長等報告(2)

カ 教育委員会職員の行政措置処分の実施について

キ 県費負担教職員人事の内申に係る専決処分の報告について

ク 県費負担教職員の人事について

日程 9 協議事項

県費負担教職員の人事にともなう協議について

日程10 議案第36号

県費負担教職員の人事にともなう措置について

高橋教育長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより 3 月定例会を開会する。本日の会議録署名委員は林委員に依頼する。本日の議事日程は手元に配布したとおりである。なお、日程 8、報告事項カ「教育委員会職員の行政措置処分の実施について」、報告事項キ「県費負担教職員人事の内申に係る専決処分の報告について」、報告事項ク「県費負担教職員の人事について」、日程 9、協議事項「県費負担教職員の人事にともなう協議について」、日程 10、議案第 36 号「県費負担教職員の人事にともなう措置について」は人事案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条の第 7 項の規定により、非公開とするが異議ないか。

（異議なし）

高橋教育長

異議なしと認め、日程 8、日程 9 及び日程 10 については非公開とする。それでは日程に従い議事を進める。

1 報告事項

(1) 教育長報告

高橋教育長

学校も教育委員会も総まとめの時期である。昨日は教育委員の協力を得て中学校の卒業式を挙げる

ことができた。感謝申し上げる。子どもたちも晴れ晴れとした表情であり、成果を上げられたと
思っている。また、卒業式と言えばまさに子どもたちが主役となるが、子どもたちを9年間育て
あげられた小中学校の教員に対しても、私からこの場を借りて感謝申し上げたい。

(2) 部長報告

教育文化財部長

市議会2月定例会について報告する。2月6日、7日にかけて一般質問が行われた。松中議員からは「防災、能登半島地震に関して総合的に思うこと」、「御成小学校旧講堂について」、岡田議員からは「鎌倉市立の小学校、中学校でのトイレにおける生理用品の設置について」、竹田議員からは「学校における医療的ケアの実施について」それぞれ質問があった。

2月14日から16日にかけては代表質問が行われた。代表質問は予算に関する質問をする場になるが、給食費の無償化に関する質問が多くあった。また、能登半島地震を受けて、体育館の冷暖房設備や、避難所のトイレの整備等について質問があった。これに関しては来年度以降検討していきたいと考えている。他にも、校内フリースペースに関して、生涯学習センターの利用時間枠について、ふさわしい博物館構想の今後の見通し、包括的性教育について等の質問があった。

次に、2月19日に開催された教育福祉常任委員会では、中学校給食調理等業務に係る「業務委託契約の変更について」を議案として諮り、総員挙手により可決となった。「鎌倉スクールコラボファンド活用基金条例の制定について」も議案として諮り、予算等審査特別委員会への意見送付なしであった。「令和6年度一般会計予算」の関係の教育福祉常任委員会における意見としては、コミュニティスクールに関すること、幼児教育に関すること、プール指導に関すること、不登校に関すること等が挙げられた。また、教育福祉常任委員会は3月1日にも開催され、教師用指導書にかかる「物件供給契約の締結について」、指導書の内訳について、クラウド化について、紙との併用について等の質問があったが、総員挙手により可決された。

3月5日に開催された予算等審査特別委員会では、「鎌倉スクールコラボファンド活用基金条例の制定について」、公教育との関係性に関すること、成果報告に関すること等の質問があった。また、一般財源からの繰り入れを考えているのか等の質問については、現時点で考えていない旨の答弁をした。その他の予算関係においては、食育・オーガニック給食に関すること、部活動地域移行に関すること、生理用品の設置に関すること、トイレの改修に関すること、給食費無償化に関すること、不登校対策に関すること、学びの多様化学校に関すること等の質問があった。

3月11日の予算等審査特別委員会で行われた理事者質疑においても、高橋教育長、市長に対して給食費無償化について質問があった。県西において給食費無償化を実施している自治体が多くあり、令和6年度(2024年度)からは厚木市と南足柄市で実施を予定している。また、藤沢市の市長選挙において、全候補がマニフェストに給食費無償化を掲げたこともあり、給食費無償化を実施、検討しているケースが多いといった質疑応答があった。他にも、就学援助費に関すること等、貧困層の救済に関しての質問があり、教育委員会としては課題として捉えている旨の回答をした。

本会議については、3月15日を最終日として予定している。2月7日に開催された際は、「市有地管理

に起因する事故による市の義務に属する損害賠償額の確定について」、総員賛成で議決を受けた。また、3月1日に開催された際は、中学校給食調理等業務に係る「業務委託契約の変更について」、教師用指導書にかかる「物件供給契約の締結について」、それぞれ総員賛成により議決を受けた。

3月15日の本会議については、次回教育委員会定例会において追って報告する。

(3) 課長等報告

ア 鎌倉スクールコラボファンドを活用した取組について

教育文化財部次長兼教育総務課長

報告事項ア「鎌倉スクールコラボファンドを活用した取組について」報告する。

未来を生き抜く力を育むことができる魅力ある教育活動を、豊かな人材、NPO・企業・大学等と素敵なコラボレーションで実現するための資金である「鎌倉スクールコラボファンド」を活用した取組については、令和5年度（2023年度）は、14校19件で活用し、令和4年度（2022年度）の7校7件と比べて倍以上の活用があった。取組の一覧については、資料の2ページから6ページに記載のとおりとなる。本日は、その中から2校の取組の内容を紹介する。

最初に、【ミニ】の活用事例である。5ページの第二小学校では、当初、特別支援学級の子どもたちが自分の思いを表現し、子どもたちのパワーを引き出せるきっかけとなる活動がしたいとの相談があった。1学期に「未来をつかむスタディーズ」が伴走支援し打合せを重ねる中で、教員から身体を使って表現し、オリジナル体操を創作するアイデアが出され、これを受けて、2学期に福祉とアートのコラボレーションを実践しているタップダンサーの方を招き、ダンスを通して自分を表現することの楽しさを子どもたちと一緒に体験した。3学期には、再度タップダンサーの方にサポートしてもらい、2学期中に作成したオリジナルソングで皆が踊れる振り付けと一緒に考え、「たんぽぽ体操」を作りあげた。今後は、様々な場面で披露していく予定とのことである。

次に、【フル】の活用事例である。6ページの小坂小学校では、第5学年が「食」をテーマに、「未来をつかむスタディーズ」による伴走支援のもと、1年間、総合的な学習の時間で、探究学習・課題解決型学習を行った。1学期には、2学期に実施する運動会の表現で、大漁を願ったソーラン節だけでなく、米作りの学習と関連した、豊作を願った伝統舞踊を取り入れたいとの相談があった。そこで、「未来をつかむスタディーズ」との打合せを重ね、最終的に、秋保の田植え踊りや宮城県のはねこ踊りといった伝統舞踊のプロの方を招き、子どもたちは踊りのレクチャーを受け、運動会で小坂小学校オリジナルの踊りを披露することができた。また、2学期後半では、稲刈りをした際に出てきた藁をアップサイクルできないか考え、山崎・谷戸の会協力のもと、クリスマスリースなどを作成し、身近な人にプレゼントし、感謝を伝える活動を行った。3学期には、さらに「食」を今回の学習で終わりとせず、子どもたちが今後も探究し続けられるよう、「食」の課題解決に取り組む企業にオンラインで講義と工場現場の紹介を受けた。

いずれも、教員と「未来をつかむスタディーズ」、教育委員会、コラボ先とが、適宜打合せを重ね、教員が抱えている学習のイメージや効果を共有して実施することができた。

最後に、令和6年度（2024年度）については、制度の概要や取組実績を校長会等で案内するとともに、

相談体制も整え、より多くの学校に活用してもらえよう引き続き取り組んでいきたいと考えている。

(質問・意見)

林委員

どのような講師を呼んでいるのかがわかればより参考になると思うので、一覧の中に載せてもらいたい。

教育文化財部次長兼教育総務課長

教育委員会noteにおいてどのような活動を行ったのか報告をしており、その中で講師についても掲載している。また、毎年度活用事例を教員に配っており、実際の写真や、どのような講師を呼んだのか等を情報として載せているので、そちらも参考になるかと思う。

高橋教育長

一覧の表の中に講師の情報もあればより参考になると思うので、林委員の意見を参考に改めて検討する。

(報告事項アは了承された)

イ 物件供給契約の締結について

教育文化財部次長兼教育総務課長

報告事項イ「物件供給契約の締結について」報告する。

本件は、本来教育委員会に諮るべき事案について、議案を提案する時間的余裕がなかったことから、鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則第2条第2項の規定に基づき、教育長による専決処分をもって、その事務を代理したことの報告をするものである。議案集の7ページから12ページを参照願いたい。

今回の専決処分の内容について説明する。令和6年度(2024年度)から小学校で使用する教科書が改訂されることに伴って、教師用指導書を購入するにあたり、買入れ価格が、鎌倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に規定する2,000万円以上となることから、市議会において議決を得る必要があった。議案の作成に当たっては、教育委員会に諮る必要があったが、仮契約を2月22日に締結し、議案を提案する予定の市議会2月定例会本会議の期日までに時間的余裕がなかったことから、高橋教育長がその事務を臨時に代理した上で、議案を提案したものである。

続いて、契約内容について説明する。契約の相手方は、株式会社島森書店、契約金額は3,766万8,180円であり、契約期間は、仮契約の期間を含め令和6年(2024年)2月22日から3月29日までとなる。

(質問・意見)

下平委員

教師用指導書はどうしても必要なものなのか。また、金額について、この年度間際になってからしかわからなかったのか。

教育文化財部次長兼教育総務課長

教師用指導書については、令和5年度(2023年度)当初予算から物価上昇等を加味して計上してはいたものの、実際に価格が決定したのが2月に入ってからであったため今回の対応となった。

教育指導課長

教師用指導書には、教師が指導をしていくうえで参考にする学習指導要領の基本となる授業のスタイルが示されており、まずはこれを勉強することが基本となる。特に初任者や若い教員には必ず必要なものであると言える。

下平委員

補正予算について、元々見積っていた額よりかなり増えたということか。

教育文化財部次長兼教育総務課長

当初予算では紙の教師用指導書を想定して見積をしていたが、デジタル教師用指導書が普及し始めたことを受け、紙のものととのセットでの購入となり1,700万円程の増額となった。

(報告事項イは了承された)

ウ 鎌倉市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について

学務課担当課長

報告事項ウ、「鎌倉市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について」報告する。議案集の13ページを参照願いたい。

市立小学校の給食費は、令和4年(2022年)4月から市が予算に計上したうえで徴収管理を行う「公会計」により管理しており、運用上の基本的なルールに関しては「鎌倉市学校給食費に関する条例」に定めるとともに、条例の施行に当たって必要となる事項については、規則で定めることとしている。令和6年(2024年)4月から、「鎌倉市学校給食費に関する条例」における学校給食費の額(年間上限額)を改正することに伴い、具体的な給食費の月額及び日額、保護者負担額等を定めた規則の一部を改正する必要が生じた。また、合わせて、2年間公会計事務を運用してきた中で、特に分かり難かった給食の「停止」と「休止」の統一や、学校から学務課に提出する様式の電子化等のための文言整理等、教育委員会・学校・保護者等、関係者すべてにとってより分かり易い制度とすることを目的として、今回、規則の一部改正を

予定している。

改正の内容は新旧対照表のとおりである。なお、議案集で示したものは、送付日時点の案文であり、今後、内容を精査していく中で、変更や追加、削除等が行われる可能性がある。本日は、主な改正内容について説明する。

まず、14ページの第5条第2項を参照願いたい。ここでは、食物アレルギー等による牛乳等の停止のために「学校給食牛乳等飲用停止届出書」を提出するよう規定しているが、アレルギー体質の改善等があった場合に、年度途中であっても飲用を再開することができるようにするため、届出書に「再開」についての項目を追加し、第3項を追加する。停止又は再開した場合の給食費について規定するため、第7条についても、文言の整理を行う。

次に、第8条において、児童が連続して7日以上給食を受けないことが予め分かっている場合は「休止」し、再開時期が不明なときは「停止」することができる旨を定めているが、いずれも「停止」に統一する。また、この改正に伴い、届出書の様式を「学校給食の停止等に関する届出書」に統合するため、第10条、第11条及び第12条において定めていた届出や給食費の計算方法に関する規定を変更する。

次に、月の途中で給食の開始や停止があった場合の給食費の計算方法については、第11条から第13条までの各条において定めているが、停止又は転出の場合は月額からの減算により、再開又は転入の場合は日額の加算により、それぞれ計算するものとしており、月によっては、実際に喫食した回数と徴収額との差が大きくなっていた。このため、いずれのケースにおいても、日額に給食提供回数を乗じる加算方式に統一する。

第14条以降の改正は、休止と停止に関する規定を統一すること等に伴い、条項番号や様式番号を整理するものである。

次に、別表について説明する。まず、冒頭で説明した給食費条例の改正に伴い、別表第1のとおり、1年生の4月を除いた原則となる給食費の額について、月額で300円、日額で20円（牛乳停止者は月額200円、日額10円）それぞれ増額する。ただし、付則において、児童保護者からの徴収額についての特例として定めることにより、当分の間、保護者負担額は変更しないものとする。

別表2については、収納代行業者の変更により、令和6年度（2024年度）以降の給食費の口座振替日が毎月26日から、27日へと変更となるものである。

20ページ以降には、様式の改正内容を掲載している。休止と停止に関する規定の統一に伴うものが主なものであるが、保護者が使用するものでなく、学校から教育委員会への報告や届出に使用する様式については、紙から電子へと変更することにより事務の効率化を進めるため、規則から様式を削除する。なお、今後の提出方法等については、別途学校へ通知する予定である。

本規則の改正の施行期日は、付則で令和6年（2024年）4月1日と規定する。

（質問・意見）

下平委員

牛乳以外のアレルギーについては、申し出にあたって別の様式があるということか。

学務課担当課長

別のアレルギーについては別途アレルギー対応申請書を提出してもらうこととなる。

下平委員

その書類に関しては現時点で変更の必要はないということか。

学務課担当課長

アレルギーの対応に関しては給食費に影響を与えるものではないため、今回改正の必要はない。

高橋教育長

今回電子化に伴い規定外様式をいくつか定めたが、そもそも様式については規則に定めなくても良いのではないか。

教育文化財部長

条例・規則は市民に義務を課することが基本となる性格上、条例・規則を見た際に様式までどのようなものか確認できるようにするという鎌倉市全体の考え方があり、これに則して当該規則にも様式を定めている。

(報告事項ウは了承された)

エ 鎌倉市市庁舎現在地利活用基本計画について

教育文化財部長

報告事項エ「鎌倉市市庁舎現在地利活用基本計画について」報告する。議案集30ページから32ページ、及び別紙資料「鎌倉市市庁舎現在地利活用基本計画 プラン1.0(案)」を参照願いたい。

鎌倉市では、市庁舎現在地の基本計画について、昨年度策定した基本構想を踏まえ、市庁舎現在地利活用の具体的な姿とするための検討を進め計画素案を策定した後、その後のパブリックコメントを受けた修正を行い、資料1のとおり、「鎌倉市市庁舎現在地利活用基本計画 プラン1.0(案)」を作成した。なお、本資料については、最終的に基本計画策定時に確定する情報であることから、未定稿としている。また、今回の基本計画については、施設の供用開始が早くても10年後であり、社会情勢の変化や現時点で想定できない技術革新、新たな地域課題が発生する可能性もあることから、本計画は「プラン1.0」として策定し、今後必要に応じて更新することとしている。

本日は、1月17日から2月15日にかけて実施したパブリックコメントで提出のあった意見を踏まえて基本計画へ反映した内容について、教育委員会所管部分を中心に資料2を用い主な内容を説明する。

資料2「鎌倉市市庁舎現在地利活用基本計画(素案)からの主な反映箇所」における表「パブリックコメントによる反映箇所」を参照願いたい。同表の1番について説明する。市庁舎現在地に導入する機能のうち、「行政機能(窓口・相談)」の意見内容として、「現在の行政窓口機能を維持してほしい」、「高齢者

にも不便のない行政窓口にしてほしい」などの意見があった。(8件)

また、「市役所1階で対応している主な手続・相談について必ず実現してほしい」といった意見を踏まえ、第1章(P9)4行目にあった「支所と同等以上」としていた表現を、「支所を超える行政サービス機能」に修正した。

続いて資料2表中の2番について説明する。計画案は19ページを参照願いたい。第2章(P19)の図表2-2について、1階で対応している手続・相談について一部しか対応しないのではないかと不安の声音が寄せられたことや、同様の誤解を招く可能性に対応するため、図表に掲載している手続・相談は、本施設で扱う一例を示している旨の補足の文章を6行目から10行目に追加した。

続いて資料2表中の3番について説明する。「中央図書館機能」の意見内容として、「図書館の面積が少なすぎる、または反対に大きすぎる」といった双方の意見、「現在の中央図書館がある場所で建て替えができないのか」といった意見があった。(29件) また、計画案の24ページに記載の、第2章の2-2「(2) 具体的な方針」の中央図書館が保管する書籍や歴史文化資料の継承の中で、「中世史及びその関連資料を追記してほしい」といった意見を踏まえ、「中央図書館が保存している中世史も含む郷土資料、近代史資料、及びそれらの関連資料等を確実に継承します。」に修正し、中世史も含む、それらの関連資料等の文言を追記する。さらに、静読スペースを確保してほしいとの意見を踏まえ、第4章(P56)の図書館エリアのスペース例として静読スペースの表記を追加した。(資料2表中の7番)

続いて資料2表中の4番について説明する。「配置計画」の意見内容として、「埋蔵文化財の保存」などについての意見があった。(21件) 意見を踏まえて、「今後、設計等が進み、工事等(掘削場所と深さ)でこれらの埋蔵文化財に影響が及ぶ可能性がある場合には必要な調査を実施し、調査によって、貴重な遺跡が発見された場合、その保存を前提に検討してまいります」の文言を44ページに追加した。

資料2表中の5番から7番は資料に記載のとおりである。

続いて資料2表中の8番について説明する。「施設計画」の意見内容として、「ホールを充実させてほしい」、「ホールの高さを維持するために、風致地区の高さ制限を緩和することはできないのか」などの意見があった。(92件) これらの意見を踏まえて、第4章(P56)の各エリアの概要の中で、「特に、ホールについては高い専門性が求められることから、今後も専門家等の意見を今後も伺いながら計画していく」旨の文言を追加した。

資料2表中の9番と10番は資料に記載のとおりである。

パブリックコメントの意見と、これを反映した主な箇所は以上となる。なお、資料1は、パブリックコメントを反映したものとなっている。資料1、2とも現在、所管課で最終調整中であり、文言等は多少の変更がなされる可能性がある。

今後とも、市長部局担当課とは連携を取り、教育委員会所管部分の整備について、市民、利用者の使いやすい施設になるよう検討を継続していく。

(質問・意見)

特になし

(報告事項エは了承された)

オ 行事予定

(令和6年(2024年)3月13日～令和6年(2024年)4月30日)

高橋教育長

次に報告事項のオ「行事予定」について、記載の行事予定で特に伝えたい行事等があれば報告願いたい。

(教育文化財部)

特になし

(質問・意見)

下平委員

行事予定の1「第1回鎌倉市初任者研修会」について、どのくらいの参加人数が見込まれているのか。また、開催時間が「午後」となっているが、具体的には何時間程度の研修を行うのか。

教育センター所長

人数については正式には確定していない。時間については2時間程度の実施を予定している。

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

2 議案第31号 鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

教育文化財部次長兼教育総務課長

日程の2、議案第31号「鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」提案の理由を説明する。議案集37ページから39ページを参照願いたい。

鎌倉市教育委員会事務分掌規則において規定している教育センターの事務分掌中、第7条第3項第10号「適応指導についての事項」を、鎌倉市の現在の実態に則し、「教育支援についての事項」に改正しようとするものである。

(質問・意見)

高橋教育長

改正の趣旨について説明を願いたい。

教育センター所長

教育センターの所管に教育支援教室「ひだまり」があるが、国において、教育支援教室を呼称する際、「教育支援教室（旧適用指導教室）」と「（）」を加えて表記している状況である。適用指導教室という名称を継続して使用している自治体もあるが、鎌倉市では平成16年（2004年）に「教育支援教室」という名称に変更している経過があり、本規則においても文言を改正しようとするものである。

林委員

別の話になるが、「教育支援教室ひだまり」だけでなく、教育支援全体の状況について、本日でなくて構わないので報告を願いたい。

高橋教育長

学びの多様化学校の件も含め、全体の経過を改めて報告したいと思う。

（採決の結果、議案第31号は原案どおり可決された）

3 議案第32号 鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について

教育文化財部次長兼教育総務課長

日程の3、議案第32号「鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」提案の理由を説明する。議案集40ページを参照願いたい。

鎌倉市教育委員会の現在の実態等に則し、「鎌倉市教育委員会事務決裁規程」の一部を改正しようとするものである。議案集42ページから43ページの新旧対照表を参照願いたい。

別表第1（2）人事関係の表における、専決事項「服務」の「職務に専念する義務の免除」について、課長の配置体制に関わらず適用できるよう「教育総務課担当課長」を「教育総務課の課長等」に改める。また、同じく専決事項「服務」の「出張」について、鎌倉市事務決裁規程の内容に合わせ、次長等の専決区分の対象を「課長等及び課長代理等」から「課長等」とし、課長等の専決区分の対象を「課長補佐等以下」から「課長代理等以下」とする。

続いて、別表第2の表における教育センターの専決事項「相談」について、鎌倉市の現在の実態に則し、専決区分「課長等」の欄の文言「適用指導」を「教育支援」に改める。

その他、文言の整理を行う。

なお、本規程の施行期日は令和6年（2024年）4月1日とする。

（質問・意見）

特になし

（採決の結果、議案第32号は原案どおり可決された）

4 議案第33号 鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

教育文化財部次長兼教育総務課長

日程の4、議案第33号「鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」提案の理由を説明する。議案集は44ページから46ページを参照願いたい。

現在、学年始休業については、本規則において土日の有無に係わらず4月1日から4月4日までと規定している。新入生受け入れ準備・進級準備とともに、児童・生徒につけたい力や学校の取組の基本構想である「学校グランドデザイン」の教職員間での共有、教科等の指導・評価計画の整備など学校体制を整える準備を行う十分な期間を確保するため、本規則第5条第1項第3号を改正し、学年始休業を曜日によらず平日4日とするものである。

また、校長の宿泊を要する出張については、すべて高橋教育長が命じることと規定している。当該出張は宿泊学習や修学旅行が主であり、出張先や勤務時間は明らかであることから、事務の効率化を図るため、本規則第24条第3項を改正し、4日以上連続する宿泊を要する出張について高橋教育長が命じることとする。

なお、本規則の施行期日は令和6年（2024年）4月1日とする。

（質問・意見）

特になし

（採決の結果、議案第33号は原案どおり可決された）

5 議案第34号 学校医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について

学務課担当課長

議案第34号「学校医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」提案の理由を説明する。議案集は47ページから51ページまでを参照願いたい。

学校保健安全法第23条の規定に基づき、学校医及び学校薬剤師を委嘱しているが、今回、鎌倉市医師会及び鎌倉市薬剤師会から鎌倉市立小中学校の学校医等について、一身上の都合による退任及びそれに伴う後任の推薦があったため、任期途中での解嘱及び委嘱を行うものである。

令和6年（2024年）3月31日付けで解嘱を行おうとする学校医は深沢中学校の長主 直子氏、学校薬剤師は稲村ケ崎小学校の前田 博子氏である。

令和6年（2024年）4月1日付けで新たに委嘱を行おうとする学校医は深沢中学校の遠藤 高広氏、学校薬剤師は稲村ケ崎小学校の木村 晶氏である。

なお、任期については、前任者の残任期間である令和7年（2025年）3月31日までとする。

(質問・意見)

特になし

(採決の結果、議案第34号は原案どおり可決された)

6 議案第35号

令和6年度(2024年度)鎌倉市学校教育指導の重点について

教育指導課長

議案第35号「令和6年度(2024年度)学校教育指導の重点について」提案の理由を説明する。

毎年度、教育委員会からその次年度に重点的に推進しようとする「学校教育指導の重点」の内容を定め、全教職員に年度当初に配付し、学校訪問等の場で内容の周知をしている。資料1が、教育委員会2月定例会を経て改訂を行った「令和6年度(2024年度)鎌倉市学校教育指導の重点(案)」である。

教育委員会2月定例会及びその後に受けた意見に基づき、前文において文言の整理を行い、最終段落に「炭火」というキーワードを追加した。また、大きなテーマにおいては「学習者中心の教育活動の推進」として、子どもの視点に立った教育活動が推進されるよう文言を変更する。

また、テーマの変更に合わせて、重点項目の項目名『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善を、視点としての意識をよりもてるように、『主体的・対話的で深い学び』の視点にたった授業改善」という文言に改めた。また、重点項目『主体的・対話的で深い学び』の視点にたった授業改善において、テーマに迫れるよう、新たに「子どもが自ら学びのハンドルを握って主体的に学ぶ、学習者中心の授業をめざします」という一文を加えた。

なお、3つ目の○にある「社会的実践力」という文言を「実践的な課題発見・解決能力」に、また、5つ目の○の「一人一台端末を文房具の一つとして使いこなせるよう」という文言を、より手段としての端末利用という観点を強調できるよう、「一人一台端末を文房具の一つとして用い、ICT活用能力の育成をめざします」と改めた。

これら文言の変更の前には、高橋教育長と指導主事が、同じ方向を向いて事業を展開できるよう、教育指導の重点をもとに懇談の場を設けた。

本教育委員会にて承認を受けた後、学校へ送付するとともに、重点項目に関する具体的な内容については、「令和6年度(2024年度)教育指導課事業等について」の中で各学校へ周知する。

表面の関連事業及び裏面の研修会・研究会等の取組については、3月になり名称が確定したものについて確定後の名称を記載しており、令和6年度(2024年度)予算の議会議決後に決定とする。

(質問・意見)

林委員

子どもを中心に教員が一人一人を見てくれれば、そこに良い波が出てくると思う。ただ、子どもたち一人一人が教員からの投げかけをどのように受け止めているのか、どのように感じているのかを気づけな

ければ何にもならないので、「学習者中心の学び」という文言が入っているのは非常に良いと思う。

教育センター企画研修会の欄にある「職場環境づくり研修会」について、その内容・目的欄に「事故不祥事の根絶に向けた教職員の資質の向上」と書かれているが、その通り、事故不祥事の根絶に向けた研修として捉えて良いのか。

教育センター所長

これは、以前「事故不祥事防止研修会」としていた研修の名称を変更したものである。これまでは、事故不祥事防止のみに観点をあてて研修を行っていたが、職場環境を改善していくことで事故不祥事を防止していこうという観点から名称を変更した。これにより、より幅広く研修を設定できるようになると考えている。

林委員

同表に記載されている「教職協働研修会」ともつながる部分があるということか。

教育センター所長

今回、教育センターの企画研修会については、「学校づくり支援」、「地域理解支援」、「教職員支援」等と目的別に分別している。「教職協働研修会」については、「教職員支援」にカテゴライズされており、以前「教師力向上研修会」の中で行っていた、教職員が課題を持ち寄って講師の方と議論をするという研修会を分離し、新たな項目として独立させたものである。

林委員

「事故不祥事防止研修会」については教職員のメンタルの部分、「教職協働研修会」については教職員の能力の部分をケアする研修という認識で良いか。

教育センター所長

その通りである。

高橋教育長

私と指導主事で議論をした結果今回の内容となった。教育指導の四つの視点として挙げている、『『主体的・対話的で深い学び』の視点にたった授業改善』、「インクルーシブな学校づくり」、「安心・安全な学校教育環境の実現」、「人権意識の向上と豊かな心の醸成」については、学習者中心の視点で立てられていると感じている。こども家庭庁ができ、「こどもまんなか社会」というフレーズもある中で、学習者中心ということについては誰も否定しないワードだと思う一方で、林委員が言うように、学習者中心とは具体的にどういったものなのかという点は、各教員がリフレクションをして捉え直していく、そしてより良い授業に改善していくことが必要であると思っている。教育指導の重点の中では、教育指導課長の説明にあったように、「子どもが自ら学びのハンドルを握って主体的に学ぶ、学習者中心の授業をめざします」という点、また、「全ての子どもたちがわくわく」というキーワードから、内発的な動機付けを高めて、自ら学びに向かっていくという姿を作りたいという思いを込めたものである。当然、これは一足飛び

に簡単にいくものではなく、段階を追って子どもたちが学びに向かう力を高めていかなければならないと思っている。

教育指導の重点とは、ある意味では北極星のように、教職員と教育委員会が目線を合わせながら進んでいく指標となるものである。これを実質的に実行するには、学校訪問や各種研修を通じて浸透させていくことが必要だと感じている。また、教育大綱や教育プランについても議論を重ねていき、より大きい方向性を作っていくことが大事であると思っている。

林委員

教育指導の重点に「子どもが自ら学びのハンドルを握って主体的に学ぶ、学習者中心の授業をめざします」とあるが、そもそもハンドルを握るとはどういうことなのかを教えなければならないと思う。そのために、学校の教員にハンドルの握り方を指導したうえで、子どもたちに伝えていくようにしてもらいたい。

教育指導課長

少し視点がずれるかもしれないが、「教師から学ばせる」という今までのイメージではなく、「子どもたち自身が学び方を学ぶ」という視点がとても大事であると思っている。教科書をはじめとする学ぶことのできる材料があるが、それをどのように使うのかを学習者中心に考えていくことが必要であると思う。

高橋教育長

視点を学習者中心にすることがとても大事である一方、安心・安全面等については教え込むといった形が適切であるとも思うので、一律的に全てが学習者中心になるというわけではない。子どもたち自身が自ら学んでいく姿勢をいかに引き出していくかというのはとても難しい部分であるので、議論を重ねながら、どのように実現していくのか探求していきたいと思う。

下平委員

「令和6年度（2024年度）鎌倉市学校教育指導の重点（案）」について、「炭火」という言葉はどの箇所に使われているのか確認したい。

教育指導課長

1 ページ上段の最終段落にある、「全ての子どもたちが、炭火のように生涯にわたってワクワクしながら学べる魅力的な教育をめざしていきます。」という文中で使用している

下平委員

教育センター企画研修会について、事故不祥事の根絶というのは非常に大事な点であると思っているが、それをあえて「職場環境づくり研修会」という大枠の中に入れ込んだ理由を伺いたい。

教育センター所長

下平委員の言う通り、事故不祥事に関しては大事なキーワードであると思っているが、職員同士のコミ

コミュニケーションも非常に大事であると思っており、自分が思っていることを発することができる状況が事故不祥事の根絶に繋がるという考えから、今回の名称変更に至った次第である。また、事故不祥事に特化した研修になると、どうしても一方的な講義のような研修になりがちであり、名称を変更することでこれを改善し、研修のスタイルを変更していきたいと思っている。

下平委員

名称が変わったとしても、今まで行っていた事故不祥事の根絶に係る研修も含まれていると認識して良いか。

教育センター長

認識の通りである。全体で2時間程度の研修となるが、これまでの講義形式の部分も残しつつ、参加者が互いに情報共有をする場面も設けたいと考えている。

朝比奈委員

「全ての子どもたちが、炭火のように生涯にわたってワクワクしながら学べる魅力的な教育をめざしていきます。」という文について、意図はわかるが、日本語として「炭火」が「生涯にわたって」にかかり時間のことを指しているのか、「ワクワクしながら」にかかり気持ちのことを指しているのかがわかりづらい。整理した方が良いのではないか。

高橋教育長

「炭火」は「生涯にわたって」に係るイメージであった。「テストがあるから勉強する」、「お母さんに言われたから勉強する」といった一時的なものではなく、自らの内発的な動機付けにより、学校を卒業してもなお主体的に学び続けることができる子どもを育てることが、変化の激しい今の時代にとって大事であると思い「炭火」という言葉を使うこととした。日本語の整理については再度検討する。

本日指摘のあった事項については私に一任いただき、教育委員会内で議論・修正し決定稿としたいと思うが良いか。

(採決の結果、議案第35号は原案どおり可決された)

7 協議事項 鎌倉市学校整備計画（案）について

教育文化財部次長兼学校施設課長

日程の7、協議事項「鎌倉市学校整備計画（案）について」説明する。議案集の53ページを参照願いたい。

令和5年度（2023年度）中の「鎌倉市学校整備計画」の策定に向けて、12月の本定例会において「鎌倉市学校整備計画の検討状況」について報告したところである。その後、令和5年（2023年）12月15日から28日にかけて庁内照会を行い、その意見を受けて資料1のとおり修正を行い、計画素案を作成した。計画

素案については、令和6年（2024年）1月16日から2月14日にかけてパブリックコメントを行ったところ、電子メール5件、直接持参3件の合計8件の意見が提出された。内容としては統廃合や拠点化について、建物の断熱性能や脱炭素化などの環境面、避難所となる体育館への空調設備設置などの防災面、コミュニティスクールについてなど施設整備に向けた考え方のほか、建替えや長寿命化改修までの維持管理に関する考え方等であり、詳細は資料2のとおりである。パブリックコメントの意見を踏まえて、現在改訂を行っている鎌倉市公共施設再編計画の地域拠点校に関して改訂内容を反映するとともに、コミュニティスクールに関する記載についても一部修正を行った。

更に、2月28日に実施した鎌倉市学校整備計画検討協議会の意見を踏まえて資料3のとおり修正を行い、鎌倉市学校整備計画（案）を資料4のとおり作成したので本定例会に諮るものである。本件について意見がある場合には、3月15日までに学校施設課へ提出してもらいたい。

（質問・意見）

下平委員

昨日4年ぶりに卒業式に参加したところ、天気が雨だったせいもあると思うが、体育館がとても寒かった。子どもたちも寒そうであり、有事の際にも体育館等を使用することもあることを考えると、早急に学校整備を進めなければいけないと感じたところである。

教育文化財部次長兼学校施設課長

指摘の通り、体育館等は避難所として用いる場合もあり、当然暑い時期の授業もあるので、空調に関しては大きい課題であると考えている。学校整備計画において、体育館の改修は基本的に校舎の建て替えに併せて行うとしているが、状況によっては先行して一部整備を行うことも検討している。

林委員

体育館の整備となると、防災の観点からも必要になると思うが、予算措置は全て教育委員会で行うのか。

教育文化財部次長兼学校施設課長

第一義的には学校の施設となるので、その通りである。ただし、防災的な側面から学校としての整備に優先して必要な改修があるとなれば別途予算がつくこともあり得るかと思う。

朝比奈委員

自分も昨日卒業式に出席したが、大雨の音がすごく、声が全く聞き取れなかった。古い体育館であったからかと思ったが、最近建てた体育館であっても同様であったとの話を伺った。コスト的に難しいことも承知しているが、断熱性能等を上げる等、そもそもの設計上の構造を考えなおした方が良いのではないか。

教育文化財部次長兼学校施設課長

屋根が薄いという話は全国的な問題であると思う。体育館の整備については国から補助がでるが、その要件として屋根や壁の断熱性能を上げなければならない項目がある。裏を返せば、現況では十分ではないとも受け取れるので、今後の体育館の建て替えにあたっては、断熱性能等の機能についても十分配慮していきたいと思っている。

(協議事項「鎌倉市学校整備計画(案)について」は同意された)

非公開

8 課長等報告(2)

カ 教育委員会職員の行政措置処分の実施について

キ 県費負担教職員人事の内申に係る専決処分の報告について

ク 県費負担教職員の人事について

9 協議事項 県費負担教職員の人事にともなう協議について

10 議案第36号 県費負担教職員の人事にともなう措置について

下平委員

以上で、本日の日程は全て終了した。これをもって3月定例会を閉会する。